

1-1-31 再委託

1. ~~各契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。~~
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - (3) その他委託業務に係る仕様書に定める事項
2. ~~受注者は、簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としないものとする。ここで、簡易な業務とは、各契約書第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とする。「軽微な部分」の内容は、本編 1-1-1 適用 第1項に掲げる委託業務の(1)(2)及び(5)においてはコピー、印刷、製本、資料の収集、単純な集計、(3)においてはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料の収集・整理、単純な集計、(4)においてはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作とするなどの簡易な業務とし、受注者はこれらの再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。~~
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たってあたっては、事前に「再委託承諾申請書」(第5編 様式-8、8の2~5)を監督職員発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。
承諾を得た再委託については、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」(第5編 様式-9)をに契約書の写しを添付して、監督職員発注者に提出しなければならない。
また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合(再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など)、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」(第5編 様式-27)を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合(単価契約等)の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加・変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
なお、受注者の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
4. 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、契約の性質または目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

~~受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制等について~~

~~事前に「履行体制（変更）届」（第5編 様式-25）を監督職員に提出し、発注者の確認を受けなければならない。~~

5. 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に委託業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制等について事前に「履行体制（変更）届」（第5編 様式-25）を監督職員に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

~~承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」（第5編 様式-9）に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、本編 1-1-1 適用 第1項に掲げる委託業務の（1）及び（5）においては、受注者の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。~~

- ~~6. 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に委託業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。~~

- ~~7. 受注者は、再委託等を行う場合は、契約書（成果物型）第44条の2、契約書（土木設計等）第47条の2、契約書（測量等）第47条の2及び、契約書（経常型）第43条の2の規定に基づき、再委託等の相手方、使用人等から「誓約書」（第5編 様式-17）を徴し、監督職員に提出しなければならない。~~

- ~~8. 第5項に規定する再委託相手先等の公表については、情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目を設定している場合は、「確認書兼理由書（随意契約等用）」（第5編 様式-26の2）の提出により、公表できない理由について妥当性が確認された場合は例外的に再委託相手先等を公表しない取扱いとすることができる。~~

~~また、随意契約においては、「確認書兼理由書（随意契約等用）」（第5編 様式-26の2）の提出により、やむを得ないと認められる場合に限り例外的に再委託相手先等を公表しない取扱いとすることができる。~~

~~上記以外の場合については、その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたす場合に、
「確認書兼理由書」(第5編 様式=26)の提出により、妥当性が確認された場合は例外的に
再委託金額を公表しない取扱いとすることができる。~~

~~9. 再委託承諾内容に変更があった場合は、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容
変更通知書」(第5編 様式=27)を監督職員に提出しなければならない。なお、再委託先を
追加・変更する場合は、第3項の規定のとおり、改めて発注者の承諾を得なければならない。~~